

令和3年度 第3回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録	
日時	令和4年1月28日(金) 午後6時30分～8時30分
場所	市役所本庁舎 1F 101 会議室
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、荻野委員、中澤委員、渋谷委員 仲田課長、横堀係長、向後主任、貫井主事
欠席者	橋本委員
次第	1 前回欠席委員より自己紹介 2 情報提供・報告【資料1】 3 議題 (1) 今回の検討項目について【資料1,2-1,2-2】 4 その他
紹介	・日野市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱第6条の5の規定に準じて委員以外より特別出席者(虹色とんちーより1名)
情報提供	<p>&lt;東京都パートナーシップ制度導入について&gt;(1月27日確認時点) 事務局より説明。 令和4年中導入予定だが、現在東京都として発信できる詳細はなし。</p> <p>&lt;1月23日実施の多様な性に関する当事者と日野市パートナーシップ制度検討委員会等との意見交換について&gt; 事務局より意見交換会にていただいたパートナーシップ制度に関するご意見等について次の通り報告。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① パートナーシップ制度を利用しようとは考えていなかったが、病院でパートナーの同意書にサインができず、過去に困ったことに直面し、現在はパートナーシップ制度を利用したいと考えるようになった。</li> <li>② パートナーシップ制度の一般的な説明において、「同性カップル」といった表現を目にするが、「同性」という言葉に引っかかりがあるので、表記するときには工夫をお願いしたい。</li> <li>③ 申請書には性別や性自認などは書きたくないので、書かないで済むような申請書にしてほしい。</li> <li>④ 窓口での手続きについて、受付窓口には「パートナーシップ制度受付」などの看板等の表示は控えて欲しい。</li> <li>⑤ 同居要件について、同居できない人もいるので資料1の要件でお願いしたい。</li> <li>⑥ 事実婚も対象にした方が、当事者が利用しやすいと思う。</li> <li>⑦ 不動産などでサービスを受けられるようにしてほしい(連帯保証人になれる、など)。</li> <li>⑧ 発行される証明カードは耐久性のあるものにして欲しい。</li> <li>⑨ 今後ファミリーシップ制度についても検討して欲しい。</li> </ol>

<p>報告</p>	<p>事務局より前回の継続検討内容について資料 1 に基づき説明。</p> <p>&lt;資料 1:性別等について&gt;</p> <p><b>【質問①】&lt;委員&gt;</b> 性的マイノリティを対象とする、という内容はどこに明記されるか教えて欲しい。</p> <p><b>【事務局】</b> 「規則」で明記する予定。</p> <p><b>【質問②】&lt;委員&gt;</b> 性的マイノリティを対象とすることを踏まえ、こういった文言で明記するのか教えて欲しい。</p> <p><b>【事務局】</b> 次回、検討委員会で規則改正案の中でお示しする予定。</p>
<p>議題</p>	<p>(1)今回の審議検討項目について【資料 1,2-1,2-2】 パートナーシップ制度案について資料 1 を用いて説明。 日野市パートナーシップ制度宣誓書等各種様式について資料2を用いて説明。</p> <p>&lt;資料 1:失効後の宣誓書受領証カード等の所持について&gt;</p> <p><b>【質問①】&lt;委員&gt;</b> 失効後の宣誓書受領証カード等の所持を認める場合、受領証の交付番号をホームページ上で公開する理由を説明してもらいたい。</p> <p><b>【事務局】</b> 失効後の受領証の所持を認めることの発端は、「例えば、転出などで受領証が失効した後も関係を証明されていた証拠として持っていた」という希望がある可能性を考慮したもの。失効した受領証の所持を認める代わりに失効した受領証の交付番号を公表し、サービス提供者側に確認してもらうということを想定した。他市でこのような対応をしている所があるのでこの方法を提案した。ご意見を伺いたい。</p> <p><b>【意見①】&lt;委員&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ホームページ上で失効した交付番号を公開することで、情報漏洩や個人特定に繋がる可能性がないか懸念がある。</li> <li>② 失効した交付番号の公開によって、「破綻したカップルが多い」と市民に認識され、「制度自体が不必要ではないか」と新たな議論になる可能性も懸念される。</li> <li>③ サービス悪用者への対策の必要性は理解するが、「宣誓証明カードに失効印を押す」など、交付番号公開以外の他の対応策が望ましい。</li> </ol>

**【意見②】<委員>**

一般の婚姻において、離婚をしてもホームページ上に掲載されるわけではない。パートナーシップ制度だけ掲載される根拠としては弱いのではないか。

**【意見③】<委員>**

サービス提供者に経済的な負担を課すという面もあるので、制度として市が行う際には(不正利用等について)対策を取り、責任を負う必要があると思う。  
失効したカード等の所持を認めるのであれば、事業者側が何らかの手段で、失効状況の確認をする何らかの手段を市は用意する必要があると思う。

**【事務局】**

委員の意見を踏まえ、失効後の証明書は原則回収とする。※ 調査研究事項とする。

**<資料 1:受付可能時間帯について>**

**【検討委員会結論】**

事務局案に合意  
(意見なし)

**<資料 1:転出入状況の確認(職権での資格削除)について>**

**【検討委員会結論】**

事務局案に合意  
(意見なし)

**<資料 2-1:パートナーシップ宣誓書様式について>**

(氏名欄について)

**【質問】<委員>**

宣誓書下部の「自署」は、戸籍名と通称名のどちらで署名すればよいのか。

**【事務局】**

通称名を想定していたが、どういった対応がよいか、検討委員のご意見を伺いたい。

**【意見】<委員>**

「自署」欄には通称名を使用可能にして欲しい。その際に、様式上部の氏名(戸籍名が記入される場所)と下部の氏名(戸籍名または通称名が記入される場所)が異なる可能性が出てくる。そのため、様式の下に自署欄を設けるのではなく、上部の氏名欄を自著とし、氏名の下欄に「通称名の場合戸籍上の氏名」という注意書きが

あるとよい。

(「確認事項」の年齢要件について)

【意見】<委員>

記載としてわかり難い可能性があるので、「成年」を「18歳以上(民法第4条に規定する)」という具体的な記載にしてはどうか。

(「確認事項」の住所要件について)

【質問】<委員>

確認事項の住所について。転入予定先住所とあるが、この住所は必要か。

【事務局】

転入先が決まっていればその住所を、未定であれば「未定」とご記入いただくことを想定している。

【意見】<委員>

手引書などに記入例を掲載して欲しい。また、転居先が未定でも宣誓が可能なことをわかるように明記して欲しい。

【事務局】

利用手引きは作成する予定。少し先になるが、これについても検討委員会でご意見をいただく予定。

(「確認事項」の血族要件について)

【意見】<委員>

宣誓書様式の確認事項 4 項目について。「ただし」以降の文言は()付け、または、「ただし」の言葉がない方が読みやすいのではないか。また、確認事項そのものが理解しにくい用語が多いので、手引き等でわかりやすくしてもらいたい。

<資料 2-1:再交付申請書様式について>

(申請者記入欄について)

【意見】<委員>

再交付の申請者の氏名欄は、パートナーシップ制度申請時に記入している名前の方がわかりやすい。戸籍の氏名や通称名などを改めて記載する必要性はないのではないか。

<資料 2-1:記載事項変更届様式について>

(届出人欄、変更点の表記について)

【意見】<委員>

変更届の様式をカードと連動した表記にした方が書く側にとってわかりやすい。

<資料 2-1:返還届様式について>

【質問】<委員>

- ① 返還理由を確認する欄があるが、理由は必要か。必要でなければ氏名等のみの記入で問題ないのではないか。
- ② パートナーシップを解消する際の届け出時に、双方がいないと受理されないのか。

【事務局】

- ① 資格要件を確認する必要があるため、確認欄を設けている。申告されたものについて都度確認を行うため必要である。
- ② 双方の自署があれば、窓口へ届け出でも郵送での対応でも可能。

【意見】<委員>

今後、カードの返還をせずに所持を認める場合、所持の希望についての欄も設けるとよいと思う。

<資料 2-2:宣誓書受領証カードについて>

(様式名について)

【意見】<委員>

宣誓「受領証」とあるが、「証明書」の方が好ましい。

(表面 宣誓者の氏名欄について)

【意見】<委員>

他の自治体のカードを見ると、氏名欄に「本人」と「パートナー」という記載がされている。同型の方がわかりやすいのではないか。

(裏面 提示を受けた方への文章について)

【意見】<委員>

・三段落目の文言で、「ご協力ください」との記載があるが、利用する側からすると適切ではないと感じられるため、「本制度を尊重していただきますようお願いいたします」など他の文言に変更して欲しい。

【質問】<委員>

1 枚のカードで発行している自治体が多いが、国立市のような二つ折りタイプの方がプライバシーに配慮されているのではないか。

【事務局】

	<p>当事者との意見交換会での「カードは耐久性の高いものに」というご意見から、名刺大のカードにラミネート加工することを想定し、この案を提案した。二つ折りになるとラミネート加工できず、強度として脆くなると考えられる。委員の皆様のご意見を伺いたい。</p> <p>なお、このカードはパートナーシップ制度の宣誓の証明として、サービス利用の際に提示するものの、身分証明書として使用できるものではないことをご承知おき願いたい。</p> <p><b>【意見】&lt;委員&gt;</b> 二つ折りタイプでは、プライバシー配慮はされているものの、強度は下がる。</p> <p>&lt;資料 2-3:宣誓書受領証について&gt;</p> <p><b>【意見】&lt;委員&gt;</b> 宣誓書受領証カードについての部分で触れた、「宣誓者の氏名欄について」と「裏面提示を受けた方への文章について」の意見を同様に適用してほしい。</p> <p><b>【事務局】</b> 今回の委員会で各種様式について、ご指摘いただいた点については変更した案を次回までにメール等で事務局より提示する。</p>
その他	<p>&lt;日程のお知らせ&gt; 次回の検討委員会は 2 月 25 日(金)を予定。 日程が近づいたら事務局よりメールにて詳細を連絡。</p>